

老人週間における市立施設入館料の減免について

保健福祉部介護福祉課

目的	老人の日、老人週間の目的である「国民の間に広く老人の福祉について関心と理解を深める」「老人自らが生活の向上に努める意欲を促す」に取り組むきっかけのひとつとして実施します。												
期間	令和5年9月15日（金）から21日（木）までの1週間（老人週間）												
対象施設	<p>次の入館料を無料にします。</p> <table border="1" data-bbox="419 723 1200 1021"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>入館料（大人・個人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石巻市博物館</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>石ノ森萬画館</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>雄勝硯伝統産業会館</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>おしかホエールランド</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>石巻市震災遺構門脇小学校</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	入館料（大人・個人）	石巻市博物館	300円	石ノ森萬画館	900円	雄勝硯伝統産業会館	200円	おしかホエールランド	400円	石巻市震災遺構門脇小学校	600円
施設名	入館料（大人・個人）												
石巻市博物館	300円												
石ノ森萬画館	900円												
雄勝硯伝統産業会館	200円												
おしかホエールランド	400円												
石巻市震災遺構門脇小学校	600円												
対象者	<p>65歳以上で住所を石巻市に有する方                  ※入館日に65歳以上である方で、入館日に石巻市に住民登録のある方</p>												
確認手法	<p>受付に年齢及び住所の確認できる書類を提示していただきます。                  （例）マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証 等</p>												
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同伴される方で無料対象外の方は入館料が必要です。</li> <li>・ 一部、特別展・企画展は入館料が必要です。</li> <li>・ 館内案内等は料金がかかることがあります。</li> </ul>												
老人の日 老人週間 について	<p>敬老の日：9月の第3月曜日（令和5年度は9月18日）                  多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う祝日。                  （国民の祝日に関する法律）</p> <p>老人の日：9月15日                  老人週間：9月15日から21日までの1週間</p> <table border="1" data-bbox="419 1776 1158 1872"> <tr> <td>国民の間に広く老人の福祉について関心と理解を深める</td> </tr> <tr> <td>老人自らが生活の向上に努める意欲を促す</td> </tr> </table> <p>という二つの目的のために設けられている。（老人福祉法第5条第1項）</p>	国民の間に広く老人の福祉について関心と理解を深める	老人自らが生活の向上に努める意欲を促す										
国民の間に広く老人の福祉について関心と理解を深める													
老人自らが生活の向上に努める意欲を促す													